

# お知らせ

平成29年(2017年) 2月13日  
宇部市上下水道局財務課管財係

## 平成29・30年度配水管布設工事入札参加資格審査申請 及び認定登録事業者の格付実施について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 平成29・30年度配水管布設工事入札参加資格審査申請について

上下水道局発注の平成29・30年度配水管布設工事の入札に参加するためには、平成29・30年度配水管布設工事入札参加資格審査申請が必要です。

つきましては申請を希望される事業者の方は、「平成29・30年度配水管布設工事入札参加資格審査申請要領」を、十分にご確認のうえ、申請をお願いします。

#### 2. 配水管布設工事有資格業者の格付の実施及び等級区分について

上記の申請により配水管布設工事入札参加者資格者名簿に登録された有資格業者について等級格付を行い、平成29年6月1日以降の公告、公募又は指名通知する配水管布設工事から適用します。

等級区分等の概要は以下のとおりです。詳細については別紙「配水管布設工事における等級格付の実施等について」を参照してください。

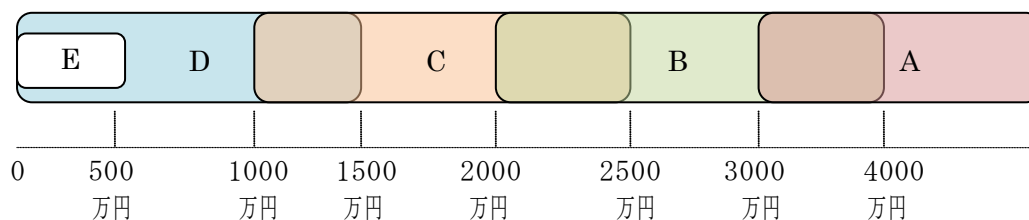
#### ◎等級区分、総合点数及び請負設計金額

等級	総合点数	請負設計金額
A	900点以上	3,000万円以上
B	800点以上900点未満	2,000万円以上4,000万円未満
C	700点以上800点未満	1,000万円以上2,500万円未満
D	600点以上700点未満	1,500万円未満
E	新規認定業者	500万円未満

※工事内容により、施工実績を求める場合があります。

※請負設計金額には消費税及び地方消費税を含みます。

<参考：配水管布設工事等級格付と請負設計金額の関係のイメージ>



お問合せ先：財務課管財係（担当；日高）  
電話：0836 (21) 2294

## 配水管布設工事における等級格付の実施等について

平成29・30年度の配水管布設工事入札参加事業者の方に等級格付を行います。  
これは配水管布設工事の請負設計金額に対応した等級区分を定め、事業者の方をこの等級区分のいずれかに格付することにより、一般競争入札等の執行において、一層の透明化等を図ることを目的とするものです。

### 1. 格付に対応する等級区分について

格付に対応する等級区分は、下表のとおりです。

等級	総合点数	請負設計金額
A	900点以上	3,000万円以上
B	800点以上900点未満	2,000万円以上4,000万円未満
C	700点以上800点未満	1,000万円以上2,500万円未満
D	600点以上700点未満	1,500万円未満
E	新規認定業者	500万円未満

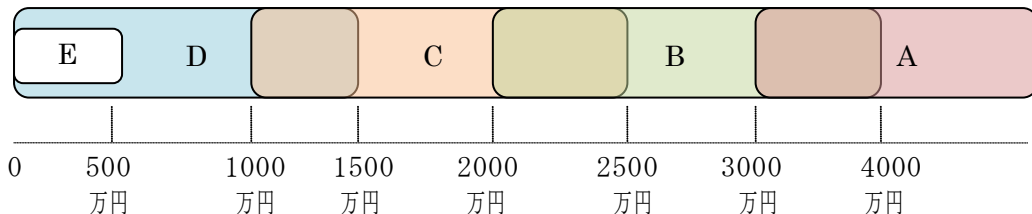
**※工事内容により、施工実績を求める場合があります。**

※請負設計金額には消費税及び地方消費税を含みます。

※請負設計金額によっては、異なる格付にある事業者が同時に、同一の配水管布設工事に対する入札参加資格を有することになります。

※手持工事数の制限については、A等級及びB等級は3件とし、C等級、D等級及びE等級には制限はありません。

<参考：配水管布設工事等級格付と請負設計金額の関係のイメージ>



### 2. 等級格付の適用時期について

等級格付は、平成27年度及び28年度の工事成績を反映させることから、平成29年6月1日以降の公告、公募又は指名通知する配水管布設工事から適用します。

なお、等級格付の適用までは、一般競争入札等に係る配水管布設工事の入札参加資格要件等は平成28年度実施方法を継続します。

### 3. 等級格付の決定方法について

格付は次の算式により算出した総合点数を基に確定します。

$$\text{総合点数} = \text{客観点数(A)} + \text{発注者点数(B)}$$

$$\text{発注者点数(B)} = \text{客観点数(A)} \times \left( \frac{\text{工事成績評点(C)}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点(D)}}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計(E)}$$

(注) 発注者点数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

【用語等の説明】

○客観点数(A)

法第27条の23の規定、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」及び「経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日国総建第269号）」により算定された客観点数。

申請書類等；総合評定値通知書の写し（「平成29・30年度 配水管布設工事入札参加資格審査申請要領」（以下「要領」という。）中「6 申請書類等」参照）

○工事成績評点(C)

平成27・28年度において、宇部市上下水道局と請負契約を締結した配水管布設工事について、宇部市工事検査室の完成検査の結果、確定した工事成績評点を基に各事業者毎に平均成績評定点（小数点以下第1位を四捨五入したもの）を算出します。

この平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与します。

平成27・28年度において、配水管布設工事の実績がない事業者については、平均成績評定点を55点とします。

なお、平成27・28年度において、宇部市上下水道局と請負契約を締結した配水管布設工事で平成28年度内に宇部市工事検査室の完成検査を完了しない工事については、次回平成31・32年度配水管布設工事入札参加資格審査申請における工事成績評点の対象とします。

申請書類等；申請書類等の提出の必要は、ありません。

平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17
平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

○指名停止状況評点(D)

平成27・28年度において、宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領又は宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領により指名停止を受けた事業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

申請書類等；申請書類等の提出の必要は、ありません。

指名停止期間	2月未満	2月以上 4月未満	4月以上 6月未満	6月以上
指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5

○その他の項目に係る評点の合計(E)

次に掲げる事項に該当のある場合、発注者点数(B)の算出に際して加・減点を付与する。

① **建設業従事職員数**（宇部市に申請）

申請日における建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20
人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～			
評点	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50			

**申請書類等；建設業従事職員名簿の写し（要領 6 申請書類等、参照）**

② **技術職員数**（宇部市に申請）

申請日の直近の経営事項審査の審査基準日における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の（1）及び（2）に規定する技術職員（同法第15条第2号イに該当する者）の人数に対し、1人当たり2点を付与する。ただし、90点を上限とする。

**申請書類等；総合評定値通知書の写し（要領 6 申請書類等、参照）**

③ **ポリエチレン管施工技術者数**（上下水道局に申請）

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数に対し、1人当たり5点を付与する。ただし、50点を上限とする。

**申請書類等；配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）（要領 6 申請書類等、参照）**

④ **配水管工技能講習I登録技術者数**（上下水道局に申請）

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数に対し、1人当たり5点を付与する。ただし、50点を上限とする。

**申請書類等；配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）（要領 6 申請書類等、参照）**

⑤ **配水管工技能講習大口径管登録技術者数**（上下水道局に申請）

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数1人当たり5点を付与する。ただし、50点を上限とする。

**申請書類等；配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）（要領 6 申請書類等、参照）**

⑥ **完成工事件数**

平成27・28年度において宇部市上下水道局と請負契約（随意契約を除く。）を締結した工事（配水管布設工事に限る。）で完成検査を完了した工事1件につき3点を付与する。

**申請書類等；申請書類等の提出の必要は、ありません。**

⑦ **未納上下水道料金に対する減点**

平成27年4月から平成29年3月までの間で、水道料金の未納（給水停止）となったことがあった場合、1回の停水に対し10点を減点する。

**申請書類等；申請書類等の提出の必要は、ありません。**

⑧ **応援復旧支援協定締結者**

「災害時水道施設応急復旧支援申出書」の提出のあった事業者に、10点を加点する。

**申請書類等；災害時水道施設応急復旧支援申出書（様式第4号）（要領 6 申請書類等、参照）**

〔災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定〕（案）

災害対策基本法第2条第1号に定める災害により、宇部市の水道施設が被災した場合に、円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図ることを目的に、上下水道局と応急復旧支援に関する協定を締結するものです。

協定の主な内容としては、上下水道局からの要請により、①応急復旧工事②応急給水③応急復旧用資機材の提供④共同訓練の実施等に協力していただくもので、有効期間は配水管布設工事入札参加資格有効期限までと考えています。

また、要請時に正当な理由がなく協定内容を履行しない場合は、次回の入札参加資格更新時に格付を1等級下げることと考えています。

#### 4. 等級格付の特記事項について

平成27・28年度配水管布設工事入札参加資格者として認定した有資格事業者の格付について、次の制限を設けます。

(1) 新規認定以後、継続して更新認定した期間による制限

①認定通算期間が4カ年度に満たない場合の格付はC等級を限度とする。

②認定通算期間が2カ年度に満たない場合の格付はD等級を限度とする。

なお、有資格事業者として認定された日の属する年度は1カ年度とする。

(2) 完成検査の完了実績のない場合の制限

新規認定以後、配水管布設工事に係る完成検査の完了実績のない場合の格付はE等級とする。

#### 5. 等級格付結果について

配水管工事申請をされた事業者の方には、等級格付終了後、格付結果を記した通知書を送付します。（平成29年5月送付予定）

#### 6. その他

次回の平成31・32年度等級格付において、新たに公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定の合格者数、又は旧宇部市水道局の旧技能工の資格等を有する技術者数について加点する予定です。

お問い合わせ 財務課 管財係(担当;日高)  
電話 0836(21)2294